明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三五）　一
〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一四〇九）　三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一四一〇）　六
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境七七～九三）　九
○少数生産車の型式を承認した件（同九四～一〇三）　一〇
○承認事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件（同一〇四）　一〇
○承認事業者の住所を変更した件（同一〇五）　一〇
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同一〇六、一〇七）　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　一一
公調委平成二十二年（フ）第二号熊本県天草市有明町大浦地先内の砂利採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示四）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所　一四
公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係
特殊法人等　一四
型式部材等製造者の認証関係
地方公共団体　一四
行旅死亡人関係
会社その他　一四
会社決算公告　一四

府令

○内閣府令第三十五号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の九及び第四十一条の二十九第二項並びに資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第五十三条第一項及び第二項の規定に基づき、貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

貸金業法施行規則及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号４記載上の注意中7を8とし、1から6までを一つずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1　事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。）第24条の６の10第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

別紙様式第八号５中

建設業	件	%	百万円

を

農業、林業、漁業	件	%	百万円
建設業			

「

%

」を

「運輸業」を「運輸業、郵便業」に、「卸売・小売業」を「卸売業、小売業」に、「金融・保険業」を「金融業、保険業」に、「不動産業」を「不動産業、物品賃貸業」に、「飲食店、宿泊業」を「宿泊業、飲食サービス業」に、「教育、学習支援業」を「教育、学習支援業」に、「医療、福祉」を「医療、福祉」に改め、記載上の注意中4を5とし、1から3までを1つずつ繰り下げ、2の前に次のように加える。

1　事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、法第24条の６の10第１項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書をその登録をした財務（支）局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。

個	人
特定非営利活動法人	

を

人			

」